

茨城県屋外展示基本設計・実施設計等委託業務質問に関する回答書

質問対象	質問内容	回答
募集要項 3	公募への参加資格に関する事項カの要件②にて、「都市公園及び公共施設、物販施設、飲食施設、その他商業施設における植栽を含む外構工事の実施設計および施工を遂行した実績を有していること」とあります。業務の主な範囲に施工自体は含まれていないと読み取れましたが、現場監理ではなく施工の実績が求められているのでしょうか。	施工の遂行した実績には、「施工」のみで、「施工監理・現場監理」は該当しません。
募集要項 3	公募への参加資格に関する事項カの要件②にて、「都市公園及び公共施設」の実績とありますが、都市公園もしくは公共施設どちらか一方の実績があれば参加資格を満たすことはできますでしょうか。	都市公園および公共施設、物販施設、飲食施設、その他の商業施設のうちいずれかの施設における植栽を含む外構工事の実績を有していれば、参加資格要件を満たします。
募集要項 3	公募への参加資格に関する事項カの要件②にて、設計事務所としての実績ではなく、基本設計・実施設計に当たる担当者自身が実績を有する場合でも参加は可能でしょうか。（担当者の前職での実績を含むことは可能でしょうか）	基本設計・実施設計にあたる担当者自身の実績があれば、参加資格要件を満たします。 ただし、担当者の実績が確認できる書類を提出してください。
募集要項 3	JV での参加は可能でしょうか。また、JV が可能な場合、参加する各社が「3. 公募への参加資格に関する事項」にある要件すべてを満たす必要はなく、チームとして参加資格の要件を満たせば良いという解釈でよろしいでしょうか。	共同企業体（JV）での参加は可能です。 別紙 1 「共同企業体取扱要領」を確認してください。
募集要項 5 様式 1 企画提案書	企画提案書は任意様式とありますが、枚数・サイズ等の指定はございますか。	枚数・サイズ等の指定はありません。

質問対象	質問内容	回答
募集要項 6	プレゼンテーションの日程はいつ頃公表いただく予定でしょうか。	募集要項に記載のとおり、10 月 14 日（月）以降に公表します。
募集要項 2 別紙 2 屋外展示 平面図	平面図にある等高線の値がわかる資料は頂けますでしょうか。	別紙 2 屋外展示平面図を更新しました。 等高線の間隔は 10cm 単位です。
仕様書第 6 条	屋外展示施設基本設計(概略)は、令和 7 年 12月10日(水)までに作成し提出することとありますが、業務開始後実質 1 ヶ月しかないように思われます。こちらの期日で提出する内容はどのようなものでしょうか？	期日までに整理できた基本設計（概略）（下記資料を想定）を提出して下さい。 ・配置図（平面図）、立面図、断面図、構造図、 設備図、スケッチなど ・展示される植物や花のリストなど
仕様書第 10 条 の 2	配置された建築士の氏名により、横浜市への建築確認申請を行うものとするかとあります。今回の申請にあたり、建築基準法のどの定義での提出、適合させていく流れとなるのでしょうか？ 道路に接しているわけではないため、仮設建築物での申請となると思われそうですが、事前に確認したいと思います。またこのような大規模のイベントの場合は、申請にあたり、幹事会社がいらっしゃるときもあるように思いますがそのような可能性はありますか？	建築基準法の規定に基づく仮設建築物の許可に関する申請及び建築確認申請が必要となります。 なお、今回は、茨城県実行委員会（出展事業者）として、配置された建築士の氏名とともに申請を行います。
仕様書第 10 条 の 2	建築確認申請にあたり、その際の提出主は今回ご依頼主である[2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会会長岩下泰善様]となる予定でしょうか？依頼主の捺印の必要もあり確認です。	「2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会会長」が依頼主となる予定です。

質問対象	質問内容	回答
仕様書第 10 条 の 2	確認申請の除却届は、施工なり施工監理をされている会社が出すことになることが多いようです。今回の業務から外れる認識でよろしいでしょうか。	募集要項 2（3）④に記載のとおりです。
その他	本区画の測量図は取得できるものとし、測量業務は別途でよろしいでしょうか。	測量業務は実施しません。 受注後、現況 C A D 図（平面図）を提供いたします。
様式 1， 2， 3	様式 1， 2， 3 に角印・丸印どちらかの社印の押印は必要でしょうか。	指定はありません。
仕様書 14	数量集計表様式（案）について、確認です。今回シン楽寿楼のご提案に準じて建築工事、区画全体の造園工事が主になるように思われます。提示いただいたものは、土木工事に限るような内容になっております。こちらの運用は受注した上でご相談ということでよろしいでしょうか？積算システムを使用した積算業務ではない概算工事費の算出までで進める方法は可能なものでしょうか？（その場合は、別途数量表の作成までとし、積算業務は別途でよろしいでしょうか？）	受注後、協議します。